

## 定期監査結果の概要（10月及び11月実施）

### 1 監査対象部局

こども健康部、都市部

### 2 監査実施期間

令和5年10月2日（月）から同年11月6日（月）まで

### 3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

### 4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和5年4月1日から同年7月31日までに執行されたものを対象とした。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務

### 5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

#### (1) 収入事務

##### ア 徴収事務

- (ア) 納入の通知は、適正に行われているか。
- (イ) 納期限の設定は適切か。
- (ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- (エ) 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。
- (オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

#### (2) 支出事務

##### ア 支出一般

- (ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。
- (ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
- (エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- (オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行わ

れているか。

#### イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

#### ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

### (3) 契約事務

#### ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 随意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

#### イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確實かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

### (4) 財産管理事務

#### ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。
- (ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなど

は、正確に貼付されているか。

## 6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

### (1) 事前調査

監査担当者により、おおむね監査実施日の30日前に監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

### (2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務についての監査の視点から抽出により、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。

## 7 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上注意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善を指示した。

### (1) 収入事務

適正に行われていた。

### (2) 支出事務

監査委員の指摘事項（こども健康部）とする（5）に掲げる行為を除き、適正に行われていた。

### (3) 契約事務

監査委員の指摘事項（こども健康部）とする（5）、監査事務局長の指摘事項（都市部）とする（6）及び監査事務局長の注意事項（都市部）とする（7）に掲げる行為を除き、適正に行われていた。

### (4) 財産管理事務

適正に行われていた。

### (5) 監査委員の指摘事項（こども健康部）

はだのこども館において、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの間、電話機を再リースする契約を結び、リース料5,148円を6月20日に一括して支払っていた。また、同様の行為は、令和4年度においても行われていた。

契約期間は、長期継続契約である場合を除き、年度を超えることはできない。

また、リース料を一括して支払ったことは、前金払を行ったことに該当するが、前金払は、地方自治法施行令第163条及び秦野市財務規則第97条に掲げる経費のみこれを行うことができる。

さらには、翌年度にわたるリース料まで一括して支払ったことは、地方自治法第208条に定める会計年度独立の原則及び同法第210条に定める総計予算主義の原則に反する行為であるため、是正を求める。

なお、全庁的にリース契約が増える中で、今後も同様の行為が行われかねないことから、再リース契約については、あらためて庁内に注意喚起を行うことについて要望します。

#### (6) 監査事務局長の指摘事項（都市部）

市営戸川住宅草木伐採業務について、1回目を令和5年7月28日に165,000円で契約し、2回目を同年8月28日に198,000円で同一の事業者と契約している。

このことは、見積合わせとなることを回避し、特定の事業者と請け負わせるために、意図的に分割発注をしたとの疑いを招く行為であるため、今後十分に注意を払う必要がある。

また、契約の相手方は、指名競争入札参加資格者名簿及び小規模工事等契約希望者登録名簿ともに登録されていない特定非営利活動法人であるが、市営住宅の敷地内における樹木の伐採は、法人設立の目的から離れた業務であり、適切とはいえない業者選定である。

#### (7) 監査事務局長の注意事項（都市部）

市営戸川住宅草木伐採業務により発生した枝葉については、場外に搬出されたが、請負事業者である特定非営利活動法人がその設立目的である里山保全活動等のために利用しているものと思込み、適法に処分されていることの確認を行っていなかった。

公共工事等から発生する廃棄物の処分には、高い規範性が求められることから、特に通常の処分方法と異なる処分を行う際には、十分に注意を払う必要がある。